（平成２２年６月１６日　総合計画審議会　資料）

参考資料１

総合計画の進行管理について

福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」（以下「創造プラン」という。）の進行管理は、施策の取組状況を評価することに力点を置くとともに、評価結果を次年度事業の構築に効果的に活用するため、次の方法により実施する。

１　施策の取組状況に関する評価（以下「施策の取組状況評価」という。）

(1) 評価の対象

創造プラン第４章「政策分野別の重点施策」に掲げる２２施策及び第５章「地域別の重点施策」に掲げる９０施策を対象とする。

(2) 評価の方法

ア　政策分野別の重点施策については、各部局が行う個別事業の評価等を基に、部局を横断した組織により連携を図りながら自己評価を行う。また、多様な意見の反映、客観性の向上等を図るため、毎年度、２２施策のうち複数施策を抽出し、総合計画審議会による第三者評価を実施する。

なお、第三者評価の実施に当たっては、総合計画審議会に部会を設置して、機動的・効果的に詳細審議を実施する。

また、詳細審議の対象となる施策以外の施策については、自己評価の結果を審議会に報告する。

イ　地域別の重点施策については、地方振興局が中心となり各出先機関が連携して、地域で懇談会を開催するなど県民の意見を聴きながら評価を行う。なお、その結果を総合計画審議会にも報告する。

２　次年度事業の構築等

各部局は、上記１の評価結果をもとに、部局間の連携を図りながら、次年度に向けた新規事業の構築や既存事業の改善・見直しなど、効果的な事業構築を行う。

特に、創造プラン第６章に掲げる重点プログラムに関する取組みについては、部局横断的な組織を設置し、重点プログラムの推進に資する事業の構築につなげていく。

また、地域別の重点施策についても、地方振興局を始めとする各出先機関が実施する事業の構築や改善・見直しにつなげていく。

３　進行管理結果の公表

進行管理の結果については、分かりやすく取りまとめ、広く県民に公表するとともに、県議会に対しても報告する。
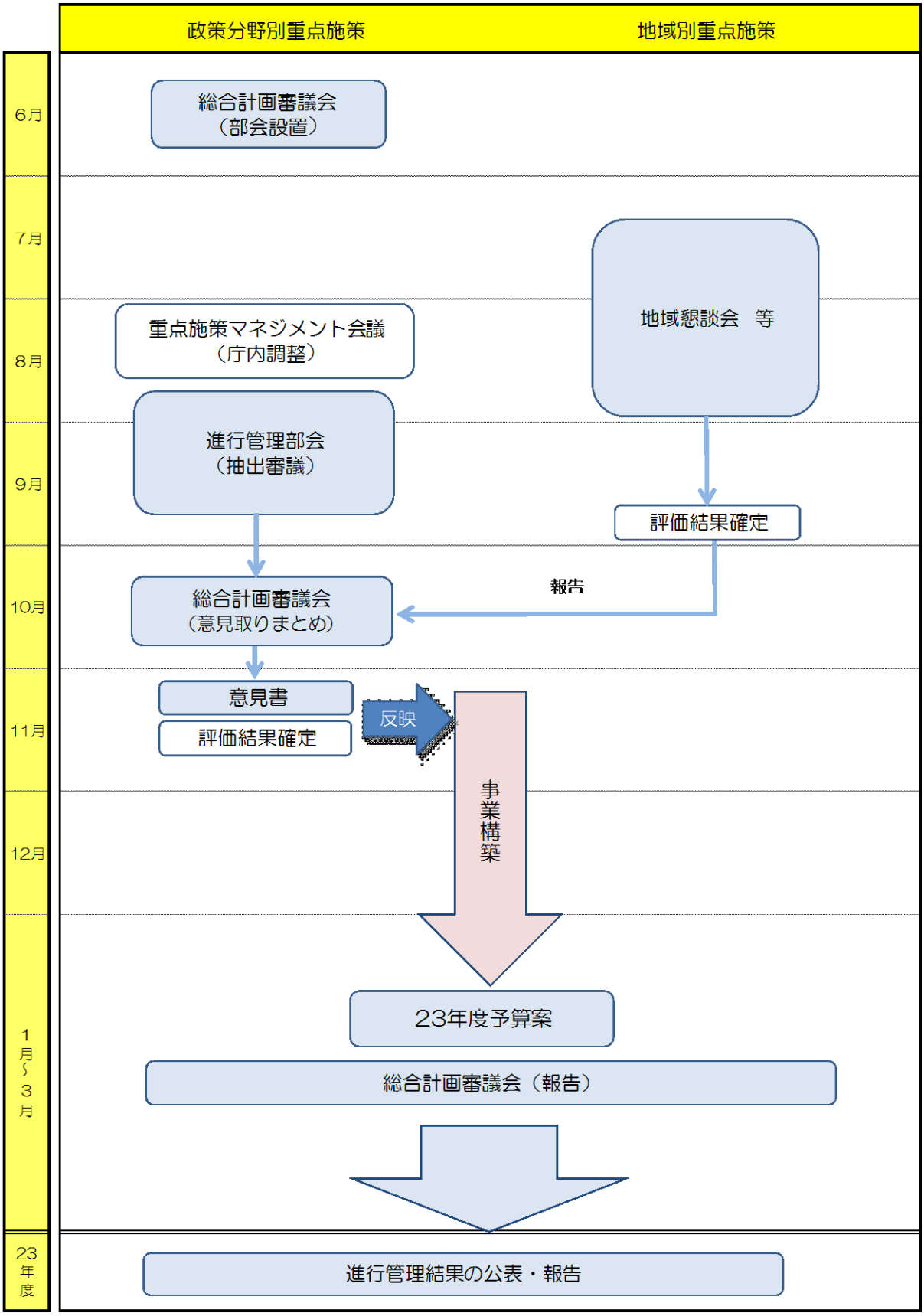
進行管理のスケジュール（施策の取組状況評価と事業構築）